○経済産業省
○国土交通省
○環境省
告示第百十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年三月九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年五月七日

経済産業大臣　直嶋　正
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ―507	ＩＨＩ建機　ＩＣ45―２	ＩＨＩ建機株式会社	神奈川県横浜市金沢区昭和町3174番地　南英明

○経済産業省
○国土交通省
○環境省
告示第百十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年三月九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年五月七日

経済産業大臣　直嶋　正
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ―508	大橋　ＧＳＣ550　ＤＣ	株式会社大橋	佐賀県神埼市千代田町崎村401　大橋弘幸

○経済産業省
○国土交通省
○環境省
告示第百十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年三月九日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年五月七日

経済産業大臣　直嶋　正
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ―509	バウアー　ＭＧ24―２	有限会社日本バウアー	東京都世田谷区経堂二丁目３番８号但馬屋ビル３階　深美吉治

○経済産業省
○国土交通省
○環境省
告示第百十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年三月十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年五月七日

経済産業大臣　直嶋　正
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所及び法人にあっては、その代表者の氏名
ＮＳ―510	クローネ　BiG X　500	ジーエスピー株式会社	埼玉県鴻巣市雷電２丁目１番13号　工藤隆

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５１５号

堺市中区深井清水町3395番地　ウエストコーポ清水２Ｂ号、前住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘２丁目３番７号
債務者　興津　晴康

1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　佐智代
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号

愛媛県松山市古川北２丁目14番29号
債務者　奥村　　實

1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　破産債権の届出期間　平成22年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１４号

福岡県小郡市三国が丘１丁目141番地
債務者　久保　良介

1　決定年月日時　平成22年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　破産債権の届出期間　平成22年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４７号

千葉県四街道市鹿渡827番地４
債務者　大谷　保臣

1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成22年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９１号

千葉市若葉区高根町629番地
債務者　高橋　和江

1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　拝師　徳彦
4　破産債権の届出期間　平成22年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８８号

和歌山県岩出市西国分515番地の２―106号
債務者　山田　幸子

1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷美都夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係